

陳 情 ・ 請 願 ・ 意 見 書

意見書・陳情名 意見書・陳情提出者名	要 旨	●付託委員会	【本会議の 結果】
道路整備に係る補助率等の高 上げ措置の継続を求める意見 書の提出について 大竹市議会議員 田中 実穂	国会及び関係行政庁に対し、道路整備に係る 補助率等の高上げ措置の継続を求める意見書 提出しようとするもの。 (意見書は下記参照)	付託なし	【採択】
平成 23 年 12 月議会における 土地売却処分の判断は適正・ 適切であった旨の考えに賛同 を求めることについての陳情書 大竹市白石 2 丁目 7 番 17 号 津熊 勲 他 18 名	平成 23 年 12 月議会議案「財産の処分につ いて」(大願寺地区造成土地売却)において、 賛成可決した議会の判断は適正・適切であっ た旨の考えに賛同を求めるもの。 (陳情書は左ページ参照)	付託なし	【採択】

《本会議での討論》

平成 23 年 12 月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情書

【反対】

- 「陳情文書表の配布が遅すぎる。司法への挑戦とも受け取れるものであり、裁判中であることを理由に不受理とすべきであった。不採択」
- 「陳情に相応しくない。陳情文の記載内容は事実と違い、土地の買い手はいたのであり、より早くより高く売るべきであった。採択に反対」
- 「高裁判決は、『地方自治法 237 条 2 項、同法 96 条 1 項 6 号に違反し売却は違法』でした。未熟な我々は当時、間違った議決をしました。私情を捨て議会は正しい選択を」
- 「一生懸命書かれたという点は評価するが、法的な裏付けが何もなく、審理に値しない。採択は大竹市議会と司法への、そして市民への挑戦である。最高裁の判断を見守ろう」

【賛成】

- 「この陳情は、市長を信じ今まで静かに見守っておられた市民の皆さんが声を上げ始めた最初の出来事。過去を現実として前向きに受け止め、未来に向けて一步一步前に進む」
- 「今回市民の声として陳情が出されたことは、市民の方々が議会の議決を重く受け止めている結果である。大願寺地区の人口は 700 人近くで、新町 3 丁目に匹敵する。採択すべき」
- 「司法の判断に議会が介入するべきではないが、本陳情は、それを求めてはいない。平成 23 年 12 月の財産処分の議案は、陳情書にある通りに議決されたことは事実である」
- 「この陳情に対し、『司法に注文』『司法に挑戦』という表現もあったが、そのようには捉えられない。市民の皆さん方の市や議会に対する厚い信頼を感じて、陳情は採択すべき」

道路整備に係る補助率等の高上げ措置の継続を求める意見書（抜粋）

道路は、地域の発展や経済社会活動を支えるとともに、災害時には住民の命を守るライフラインとして機能するなど、生活に欠かせない最も重要な社会基盤の一つです。

よって、国におかれましては、道路整備を引き続き推進するための財源を長期的かつ安定的に確保するため、道路財特法の補助率等の高上げ措置について、平成 30 年度以降も現行制度を継続するとともに、地方創生を推進するために真に必要な道路整備については、補助率をさらに拡充するなどの措置を講じることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情書（本文のみ）

平素は大竹市民のため、本市の諸課題に真摯に取り組まれておりますことに、敬意を表します。

さて、平成27年7月の広島地方裁判所では大竹市の全面勝訴の判決であった大願寺地区造成土地売払いに係る違法公金支出損害賠償請求事件で、広島高等裁判所は本年3月、「被控訴人は市長に対し1億4,910万円及びこれに対する平成25年4月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ」と判決をだし、地裁判決とは180度反対の結果となりました。

その内容は、土地の適正な対価は「平成23年鑑定評価額を基準としたうえで、30%を超えて修正が許されるとは考えられない」と、「適正な対価」についての新しい判断基準を示しました。そのうえで、「適正な対価なくして売却する」との議決を経ていない今回の売却は違法であるとの判決でした。

大願寺宅地開発は、工業都市としての大竹の発展のために国・広島県・大竹市が連携して進めた港湾整備と工業団地の造成事業に必要な埋立土砂を確保するために実施され、更には土砂搬出跡地を有効活用するために宅地化しようという事業でした。

しかし、土砂搬出が終了した時には国内外の経済事情は変わっており、それまで誰もが地価は上がり続けるものと思っていた土地神話も崩れていました。

平成23年12月当時、地価は下がり続け、加えて小方学園の開校にあたり通学路の安心安全確保のため住宅の建設が急がれた状況にあり、早急に土地を売却することの必要性を行政のみならず市民誰もが感じていました。

過去数回にわたり不動産鑑定士の鑑定評価額では高額すぎて買い手がいないという状況の中で、市は現実的な価格を予定価格として設定して土地購入業者の公募が行われました。その結果、買いたいという業者が現れたため、市長は議会に事情を説明し、議会でも承認されたため売却に踏み切ったというものでした。

旧小方小学校・中学校は交通量の多い国道2号線沿いにあり、騒音・排ガスなどのため教育環境として良くありませんでしたが、小方ヶ丘

に集約移転されたことで教育環境は改善し、給食センターも併設整備されています。住宅地として区画された183区画も、現在（平成29年3月1日）180区画192世帯676人の方が生活し、そのうち市外からの転入者は44%に達しています。平均年齢も40歳で54人のお子さんが新たに生まれています。また、旧小方小・中学校跡地一帯は、教育環境としては劣悪であっても土地自体の利用価値は高く、新たな開発が期待でき、地域住民の悲願である小方新駅への弾みもつきます。更に、大竹港は港湾整備により広島県内はもとより中国地方でも有数の港湾としての地位を確立し、大竹市の工業都市としての価値を高めています。

平成23年12月の大竹市議会は、議案第68号「財産の処分について」の審議において、鑑定評価額、最低売却価格（予定価格）と売却価格の説明を聞き、売却価格と不動産鑑定額には大きな差があることは分かっていたはずですが、この売却により本市に多大な損失が生ずる恐れがあり、将来に大きな財政的負担が生じるかもしれないということも認識していたはずですが、また、小方学園の開校を控え当該土地の利活用は本市にとって極めて重要な喫緊の課題で、土地処分の必要性を十分理解しておられたはずですが、これらを認識したうえで、エポックワンらが売却相手先として適当であるか否か、特定の者の利益のために財政の運営がゆがめられる恐れがないかなど、大願寺地区造成土地売却の必要性和妥当性を審議され、大竹市全体のまちづくりの観点から総合的に判断され、土地売却を賛成多数により議決されたものであったと受け止めています。

現在の大竹港と大竹工業団地の発展や、小方ヶ丘の街並みや晴海商業用地の賑わいを見ると、あのかとき土地売却をした市長と議会の判断に誤りはなかったと改めて感じます。

大竹市議会は、大竹市民を代表して大竹市をどうするかを決める役割を、議会制民主主義をもって実践されたものであったと確信しています。

ついでには、平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の私どもの考えにご賛同をいただけますようお願い申し上げます。